

日常生活用具給付制度について

在宅の障がいがある人の日常生活がより円滑に行われるために、日常生活用具（紙おむつ、ストマ用装具、視覚障害者用拡大読書器 など）にかかる費用を助成します。この制度を利用しての購入を希望する場合は、必ず事前に申請が必要です。

【対象者】

次の条件を全て満たす人が対象になります。

- ① **唐津市に在住であること。**
- ② **在宅であること。**（一部、施設入所でも認められる場合があります。）
- ③ **日常生活用具に定められている条件を満たす身体障害者手帳を所有していること。**

※ 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳でも一部該当する用具があります。

（例）視覚障害者用時計・・・視覚障害2級以上で学齢児以上の人
透析液加温器・・・腎臓機能障害3級以上で3歳以上の人

※ **難病の人の場合、対象疾患一覧による記載されている障がい対象になります。**

※対象者が介護保険法による福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入、居宅介護住宅改修を利用することができる場合は、介護保険法の制度が優先されます。これらの制度が利用できない人に限り、日常生活用具給付制度の対象になります。

【窓口で申請する人について】

窓口で申請する人はご家族や施設のケアマネジャーなどの代理人でも可能です。その際、運転免許証や健康保険証など身元が確認出来るものを提示してください。

【耐用年数について】

耐用年数とは、給付から次回の給付の申請が可能になるまでの年数です。それぞれの日常生活用具には耐用年数が定められており（例外の用具もあります）、耐用年数を経過しないと申請することができませんのでご注意ください。

【申請に必要なもの】

① 日常生活用具給付申請書

※りんく(唐津市東城内1-3)、市役所本庁舎1階障がい者支援課26番・27番窓口(唐津市西城内1-1)、各市民センター総務・福祉課窓口に用意しています。

唐津市ホームページにて、ご自身でダウンロードする必要はありません。②～⑧のものを揃え、いずれかの窓口に来てください。窓口の職員が申請書を用意し、記入事項について説明します。

② 印鑑(認印で可、シャチハタは不可)

※対象者が18歳未満の場合 → 保護者の印鑑

対象者が18歳以上の場合 → 対象者本人の印鑑 又は 申請者の印鑑

③ 日常生活用具の見積書

※指定の業者はありませんが、インターネット購入の場合、対象とならない業者もありますので、ご注意ください。

④ 日常生活用具のカタログなどのコピー

(※ストマ用装具・紙おむつ・人工内耳用空気亜鉛電池 以外の申請の場合)

⑤ 身体障害者手帳(※難病の人は市が定めた診断書)

⑥ 医師の意見書

(※一部の日常生活用具で意見書が必要な場合のみ)

⑦ マイナンバーが確認できるもの

⑧ マイナンバーカードや運転免許証など身元が確認できるもの

【ストマ用装具・紙おむつ・人工内耳用空気亜鉛電池の申請について】

ストマ用装具・紙おむつ・人工内耳用空気亜鉛電池のみ1回の申請で、4ヶ月分まで申請することが可能です。(見積書に 〇月～〇月分 といった記載があります。) ただし、申請については、当該月の1ヶ月前から20日(20日が休日の場合は、その前の開庁日)までに申請を済ませてください。(※下旬に入って申請すると、その月のうちに当該月分の納品を完了させることが困難になってしまいます。)

(例)ストマ用装具の申請(令和5年)

●4月～7月分 の申請を行う場合

➔ 3月1日(水) から 4月20日(木) までに申請をする。

●5月～7月分 の申請を行う場合

➔ 4月3日(月) から 5月19日(金) までに申請をする。

※4月1日 及び 5月20日が休日であるため。

【お住まいの地域の担当窓口について】

りんく(唐津市東城内1-3)、市役所本庁舎1階障がい者支援課26番・27番窓口(唐津市西城内1-1)、各市民センター総務・福祉課窓口のどこでも申請の手続きができます。ただし、手続きを担当する窓口は、次のとおり対象者のお住まいの地域によって異なります。

旧市内管内 ➔ 障がい者支援課(りんく)

支所管内 ➔ 各市民センター総務・福祉課

(例)対象者の住所が唐津市鏡～

➔ 障がい者支援課(りんく)

対象者の住所が唐津市浜玉町浜崎～

➔ 浜玉市民センター総務・福祉課

対象者の住所が唐津市相知町相知～

➔ 相知市民センター総務・福祉課

例えば、唐津市浜玉町在住の対象者の申請について、申請書類を障がい者支援課(りんく)に提出された場合、庁内の逡送便で浜玉市民センター総務・福祉課に送付することになり、それについて数日を要します。お急ぎの場合は、直接担当となる窓口にご提出されるのを推奨いたします。

【市外から転入された方について】

申請する年の1月1日時点で、唐津市に住民票を有していない場合は、本人や世帯員の方の収入や課税状況が把握できる所得課税証明書の原本を以前にお住まいになられた自治体から取得する必要があります。市が確認する課税状況については、次のとおりです。

《世帯の範囲》

- ・対象者が18歳以上の障がい者 → 対象者とその配偶者
- ・対象者が18歳未満の障がい児 → 対象者の属する住民基本台帳上での世帯

《市民税額の確認対象の年度》

- ・申請する月が7月～翌年3月 → 当該年度の市民税額を確認
- ・申請する月が4月～6月 → 前年度の市民税額を確認

※ストマ用装具・紙おむつ・人工内耳用空気亜鉛電池において、7月以降の申請分については当該年度の市民税額を確認します。

(例)

- 令和4年7月 ～ 令和5年6月 の間に申請 → 令和4年度の市民税額を確認
- 令和5年7月 ～ 令和6年6月 の間に申請 → 令和5年度の市民税額を確認

【課税状況に伴う利用者負担額及び負担上限額】

購入する用具の金額の1割が利用者負担となります。

ただし、課税状況によって利用者負担額や1か月の負担上限額が異なります。

	利用者負担額	1か月の負担上限額
所得割及び均等割課税	10%負担	37,200円
均等割のみ課税	5%負担	15,000円
非課税、生活保護世帯	負担なし	0円

【日常生活用具の基準額及び基準額に伴う自己負担額】

日常生活用具にはそれぞれ基準額が定められています。ご提出して頂いた見積書の金額が基準額を超えている場合、その差額分は利用者様の負担となりますのでご注意ください。

(ケース1)

- 基準額が80,000円に対し、見積書の金額が70,000円である。
- 課税状況は所得割及び均等割課税(=10%)である。

利用者の負担額

7,000円(見積書の金額の10%)

(ケース2)

- 基準額が80,000円に対し、見積書の金額が90,000円である。
- 課税状況は所得割及び均等割課税(=10%)である。

利用者の負担額

8,000円(基準額の10%) + 10,000円(基準額との差額)

(ケース3)

- 基準額が80,000円に対し、見積書の金額が90,000円である。
- 非課税あるいは生活保護世帯(=負担なし)である。

利用者の負担額

10,000円(基準額との差額)

【申請から支給までの大まかな流れ】

① 窓口で申請を受理する。

↓ 約1週間以内

② 市で支給を決定し、申請者に書類を送付

※書類の送付先については基本的に申請者宛に送付します。希望の送付先がある場合は申請の際に、窓口の職員にお申し付けください。

↓

③ 届いた書類のうち、一部の書類に押印し、その書類を業者へ送付する。

※届く書類に関する案内の資料も同封させていただきます。押印は申請時に使用した印鑑が必要です。

↓

④ 業者に書類が届き、利用者負担額がある場合は、その分を業者に支払う。支払いが済み次第、業者が申請者に対し、用具を支給する。